SUBNOTE

新 昇試 サブノート

刑法・刑事訴訟法

別冊 KORON 編集部［編］

KORON ブックス

SUBNOTE

Criminal Law
Criminal Procedure Code

KORON
ブックス

新 昇試 サブノート

刑法・刑事訴訟法

本書の使い方

section 23

サイバー犯罪

Pick Up

不正アクセス禁止法違反	例アクセス制御されているサーバに、ネットワークを通じて、他人の識別符号を入力して不正に利用する行為
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（刑法）	□コンピュータ・ウイルスに関する犯罪として、 ・不正指令電磁的記録に関する罪（168の2、168の3）2301～2303 □コンピュータ・システムの機能を阻害し、又はこれを不正に使用する犯罪として、 ・電磁的記録不正作出罪（161条の2）2304 ・支払用カード電磁的記録不正作出罪等（163条の2）2204 ・電子計算機損壊等業務妨害罪（234条の2）3009～ ・電子計算機使用詐欺罪（246条の2）3512 ・電磁的記録毀棄罪（258条、259）3710 3711
その他	例 児童買春禁止法違反 詐欺 著作権法違反 などの様々な犯罪において、コンピュータやネットワークをその手段として利用したもの

section ごとに要点を pickup した図表が、理解の助けになります。

参照用のリンク番号を付しています。

リンク番号

不正指令電磁的記録に関する罪

いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成等の行為を処罰するため、平成 23 年の刑法改正で設けられた。

(1)　本罪の客体

2301

コンピュータ・ウイルス（定義は刑法 168 条の 2 第 1 項 1 号）と、不正な指令の内容としては完成しているが、そのままでは PC で動作させ得る状態にないもの（同項 2 号。例えば、不正な指令を与えるプログラムのソースコード）である。

(2)　不正指令電磁的記録作成等罪（刑法 168 条の 2）

2302

重要部分は青太字になっています。

本罪の客体を、正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で**作成**し、又は**提供**することにより成立する。

(3)　不正指令電磁的記録取得等罪（刑法 168 条の 3）

2303

正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、本罪の客体を**取得**し、又は**保管**することにより成立する。

電磁的記録不正作出罪・不正指令電磁的記録供用罪（刑法 161 条の 2）

2304

リンク番号により、参照箇所に素早くたどり着くことができます。

電磁的記録は、可視性・可読性という文書要件（2101）が欠け、その不正な作出・供用行為に対して、文書偽造罪では対処できないことから、昭和 62 年の刑法改正で設けられた。

本罪の客体は、人の事務処理の用に供する権利・義務又は事実証明に関する電磁的記録（公電磁的記録〔2 項〕と私電磁的記録〔1 項〕は公文書と私文書に対応する）である。

本罪の行為は、人の事務処理を誤らせる目的で、電磁的記録を不正に作ること（不正作出。1 項、2 項）、人の事務処理の用に供すること（供用。3 項）である。

文書の意義　2101

「文書」とは、文字又はこれに代わるべき可読的（かどくてき）符号（ふごう）を用い、ある程度永続すべき状態において、ある物体上に記載された意思又は観念の表示であって、その表示の内容が法律上・社会生活上重要な事項について証拠となり得べきものをいう。

刑法 …… 7

第1章　刑法総論① …… 9

1 因果関係 …… 10
2 不作為犯 …… 14
3 正当防衛、緊急避難 …… 18
4 正当防衛、緊急避難以外の違法性阻却事由 …… 22
5 責任能力 …… 26
6 故意、過失 …… 30
7 錯誤 …… 34

第2章　刑法総論② …… 39

8 未遂犯 …… 40
9 正犯と共犯 …… 44
10 共同正犯 …… 48
11 教唆犯、幇助犯 …… 52
12 共犯の錯誤等 …… 56
13 共犯と身分 …… 60
14 罪数 …… 64

第3章　国家的法益に対する罪 …… 69

15 公務執行妨害罪 …… 70
16 贈収賄罪 …… 74
17 逃走の罪 …… 78
18 犯人蔵匿等罪、証拠隠滅等罪 …… 82

第4章　社会的法益に対する罪 …… 87

19 放火の罪 …… 88
20 通貨偽造の罪 …… 92
21 文書偽造の罪 …… 96
22 支払用カード電磁的記録に関する罪等 …… 100
23 サイバー犯罪 …… 104

第5章　個人的法益に対する罪 …… 107

24 暴行罪、傷害の罪 …… 108
25 遺棄罪、逮捕・監禁罪 …… 112
26 脅迫罪、強要罪 …… 116
27 略取・誘拐の罪（拐取罪） …… 120
28 人身売買罪 …… 124
29 性犯罪（性的自由に対する罪） …… 126
30 信用及び業務に対する罪 …… 130
31 名誉毀損罪、侮辱罪 …… 134
32 窃盗罪 …… 138
33 強盗の罪①（強盗罪、事後強盗罪） …… 142
34 強盗の罪②（昏酔強盗罪、強制性交等罪等） …… 146
35 詐欺罪 …… 150
36 恐喝罪 …… 154
37 横領の罪、毀棄・隠匿の罪 …… 158
38 盗品等に関する罪 …… 162

刑法索引 …… 310

刑事訴訟法 …… 167

第1章　捜査の主体、捜査の開始 …… 169

39 捜査機関 …… 170
40 告訴・告発 …… 174
41 親告罪の告訴 …… 182
42 自首、検視 …… 186
43 任意捜査 …… 190
44 任意同行・取調べ …… 194

第2章　逮捕・勾留 …… 199

45 通常逮捕 …… 200
46 逮捕状の緊急執行 …… 204
47 別件逮捕、再逮捕 …… 208
48 緊急逮捕 …… 212
49 現行犯逮捕 …… 216
50 準現行犯逮捕 …… 220
51 引致を受けた司法警察員の措置 …… 224
52 弁解録取書 …… 228
53 被疑者の勾留 …… 232

第3章　逮捕・勾留以外の強制捜査 …… 237

54 令状による捜索・差押え①（令状の請求手続等） …… 238
55 令状による捜索・差押え②（令状の提示、必要な処分等） …… 244
56 令状による捜索・差押え③（立会人、夜間執行等） …… 248
57 令状によらない捜索・差押え …… 254
58 別事件の証拠物を発見した場合の措置 …… 258
59 身体の捜索、身体検査 …… 260
60 鑑定、鑑定留置 …… 264
61 領置 …… 268
62 押収物の措置 …… 270

第4章　弁護人、被疑者、被告人 …… 275

63 弁護人の選任 …… 276
64 接見交通権 …… 282
65 接見指定 …… 286

第5章　公判 …… 291

66 証拠法総論 …… 292
67 自白と補強証拠 …… 294
68 伝聞証拠排除の原則と例外①（総論） …… 298
69 伝聞証拠排除の原則と例外②（伝聞例外） …… 300
70 違法収集証拠の証拠能力 …… 306

刑事訴訟法索引 …… 316

法令略称一覧

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	国賠法	国家賠償法
	国民投票法	日本国憲法の改正手続に関する法律
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	国公法	国家公務員法
さ	災対法	災害対策基本法
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
た	地公法	地方公務員法
	地自法	地方自治法
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	道交法	道路交通法
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯捜規	犯罪捜査規範
	犯罪被害給付法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰ニ関スル法律
ま	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

刑法

犯罪と刑罰の法、それが刑法です。

刑法総論①

section 1 ★
因果関係

section 2 ★★
不作為犯

section 3 ★★★
正当防衛、緊急避難

section 4 ★★
正当防衛、緊急避難以外の違法性阻却事由

section 5 ★★
責任能力

section 6 ★★★
故意、過失

section 7 ★★★
錯誤

犯罪が成立するためには、構成要件該当性、違法性、有責性の要件を全て満たしていることが必要です。

1～2では、構成要件該当性に関する問題について扱います。

3～4では、違法性に関する問題について扱います。

5～7では、有責性に関する問題について扱います。

1以外は、SA・論文ともに頻出です。しっかり対策していきましょう。

★は重要度を表します。

section 1

因果関係

Pick Up

●なぜ因果関係の有無を判断する必要があるのか？

CASE
甲がAを殺害しようとして毒を飲ませたが、毒が効く前にたまたま大地震が起き、Aは家の下敷きになって死亡した。

甲は、殺人の実行行為を行い、A死亡という結果が発生しているが、A死亡の原因は、毒を飲まされたことではなく、家屋倒壊による圧死である。

この CASE から分かるように

殺人の実行行為とA死亡の結果が認められるだけでなく、さらにA死亡の原因（の少なくとも１つ）が甲の実行行為にあるといえてはじめて、甲に殺人罪の刑責を負わせることができる。これを検討するのが因果関係論である。

●因果関係存否の判断

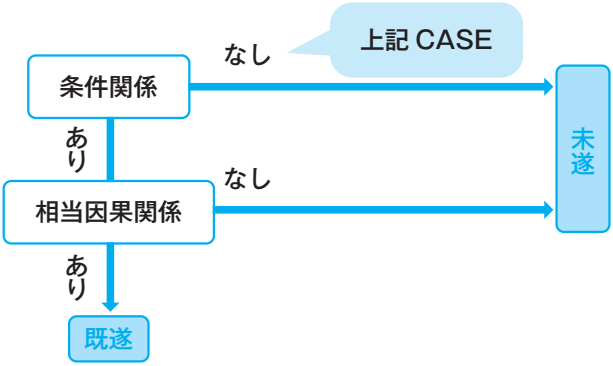

因果関係

0101

因果関係とは、実行行為と結果との間に存在する原**因**・結**果**の関係をいう。

実行行為と結果との間に因果関係が存在することによって、はじめて構成要件が充足され、犯罪は**既遂**となるが、実行行為があっても、発生した結果との間に**因果関係がない**場合には、犯罪は**未遂**にとどまる（未遂処罰規定があることが前提）。

通常、因果関係が問題になるような事例は余りないが、行為者が傷害の故意で被害者を１度殴打（おうだ）したところ、たまたま被害者の脳に高度の病変があったため、当該暴行により脳組織が崩壊し死亡した（最判昭 25.３.13）など、犯罪行為時に特殊な事情が存在した場合や、犯人が被害者に傷害を加えた後に無関係の第三者が被害者にさらに暴行を加えた（最決平２.11.20）など、犯罪行為後に特殊な事情が存在した場合に問題となる。

因果関係存否の判断

0102

（1） 条件説

実行行為と結果との間に「あれなければこれなし（その行為がなかったならばその結果が発生しなかったであろう）」という**条件関係**が認められる限り、因果関係が認められるとする説である。

（2） 相当因果関係説

社会生活上の経験則に照らして、通常その行為からその結果が生ずることが相当であると認められる場合に因果関係の存在を認めようとする説であり、従来の通説である。条件関係が認められても、そのような結果の発生が社会通念上異常であるというときには相当因果関係が否定され、当該結果はその行為に基づくものではないとされる。

0103

因果関係についての判例の判断

判例は、従来、条件説を採用しているといわれてきた（一部には、相当因果関係説を採用したとみられるものもあったが）。しかし、現在、**行為の発生させた危険が結果へと実現したときに因果関係が認められる**とする見解（危険現実化説）が有力であり、最近の判例にはこの見解を採用したと思われるものが出てきている。特に被害者の行為や第三者の行為が結果の発生に影響を及ぼしている事例については、条件関係の存在を前提に、具体的事例の中で、実行行為の危険性等を重視して因果関係の判断を行っているとされる。

（1）　犯罪行為時に特殊事情が存在した場合

○強盗犯人が老女の顔面を布団で覆って鼻口部を圧迫するなどしたところ、老女に心臓疾患（しっかん）があったために急性の心臓麻痺を起こして死亡した事案

被害者に心臓疾患（しっかん）という特殊事情がなかったならば致死の結果が生じず、犯人が犯行時に特殊事情があることを知らなかったとしても、犯人の暴行と特殊事情が相まって致死の結果を発生させたと認められるとして、因果関係を**肯定**した（最判昭 46. 6 .17）。

（2）　犯罪行為後に特殊事情が存在した場合

○自動車を運転していた甲が、自転車で通行中のAと衝突し、自車の屋根の上にはね上げたまま走行中、これに気づいた同乗者乙が、Aの身体を引きずり降ろし、道路上に転落させ、Aが自動車との衝突及び道路への転落によって頭部等に傷害を負い死亡した事案

乙がAの身体を引きずり降ろす行為は通常予期できるものではないとして、因果関係を**否定**した（最決昭 42.10.24）。

○甲がAに暴行を加えた後、Aを大阪南港に放置していたところ、何者かが更にAを殴りつけ、これによりA

の死期が早まった可能性があるという事案

甲の暴行によりAの死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、甲の暴行とAの死亡との間の因果関係を**肯定**することができるとした（前掲最決平2.11.20）。

○甲らがAに、深夜に公園及びマンションの一室で長時間にわたり執拗（しつよう）な暴行を加えた後、隙を見て逃げ出したAが高速道路に進入し、疾走してきた自動車に衝突され、後続の自動車に轢過（れきか）されて死亡した事案

Aの行動は、甲らから長時間執拗（しつよう）な暴行を受けたことで極度の恐怖感を抱き、必死に逃走を図る過程でとっさに選択したものであって、その行動が、甲らの暴行から逃れる方法として著しく不自然、不相当であったとはいえないとして、甲らの暴行とAの死亡との間の因果関係を**肯定**した（最決平15.7.16）。

○甲がAを自動車後部のトランクに押し込んで脱出不能にし、同車を発進走行させた後に路上で停車していたところ、後方から自動車が追突し、トランク内のAが死亡した事案

トランク内に人を監禁するという実行行為そのものの危険性の高さ、路上停車中の追突事故は稀（まれ）ではないこと、トランク内への監禁行為によって生じた危険性とは無関係に死亡結果が生じたのではないことから、因果関係を**肯定**した（最決平18.3.27）。

刑法総論②

section 8 ★★★ 未遂犯

section 9 ★★★ 正犯と共犯

section 10 ★★★ 共同正犯

section 11 ★★★ 教唆犯、幇助犯

section 12 ★★★ 共犯の錯誤等

section 13 ★ 共犯と身分

section 14 ★ 罪数

刑法では、単独の既遂犯が原則として想定されていますが、8～13では、それ以外の、未遂犯や共犯について扱います。
14では、罪数について扱います。
14以外は、SA・論文ともに頻出です。抽象的な議論が多い章ではありますが、図表等を使って知識を整理しましょう。

★は重要度を表します。

国家的法益に対する罪

section 15 ★★★
公務執行妨害罪

section 16 ★
贈収賄罪

section 17 ★★★
逃走の罪

section 18 ★★★
犯人蔵匿等罪、証拠隠滅等罪

国家的法益とは、具体的には、国家の存立と、国家の作用のことです。
この章では、昇任試験でも出題の多い、国家の作用に対する罪について扱います。
特に、15の公務執行妨害罪は、SA・論文ともにでる順ランキング上位の常連です。

★は重要度を表します。

社会的法益に対する罪

section 19 ★★ 放火の罪

section 20 ★ 通貨偽造の罪

section 21 ★★★ 文書偽造の罪

section 22 ★ 支払用カード電磁的記録に関する罪等

section 23 ★ サイバー犯罪

社会的法益とは、社会全体に共通した利益のことです。

この章では、社会的法益に対する罪のうち、昇任試験対策に重要なテーマをピックアップして扱います。

19では公衆の安全に対する罪を、20～23では公共の信用に対する罪を扱います。

放火罪は、現住建造物等放火罪、非現住建造物等放火罪、建造物等以外放火罪の、３罪を区別できることが重要です。

★は重要度を表します。

個人的法益に対する罪

section 24 ★★★ 暴行罪、傷害の罪

section 25 ★★★ 遺棄罪、逮捕・監禁罪

section 26 ★★★ 脅迫罪、強要罪

section 27 ★★ 略取・誘拐の罪（拐取罪）

section 28 ★ 人身売買罪

section 29 ★★★ 性犯罪（性的自由に対する罪）

section 30 ★★★ 信用及び業務に対する罪

section 31 ★★ 名誉毀損罪、侮辱罪

section 32 ★★★ 窃盗罪

section 33 ★★★ 強盗の罪①（強盗罪、事後強盗罪）

section 34 ★★★ 強盗の罪②（昏酔強盗罪、強制性交等罪等）

section 35 ★★★ 詐欺罪

section 36 ★★★ 恐喝罪

section 37 ★★★ 横領の罪、毀棄・隠匿の罪

section 38 ★★★ 盗品等に関する罪

★は重要度を表します。

この章では、個人的法益に対する罪を全般的に扱います。24～25の前半では生命又は身体に対する罪を、25の後半～30では自由・平穏又は秘密に対する罪を、31では名誉又は信用に対する罪を、32～38では財産に対する罪を扱います。

特に、財産に対する罪は超頻出といえます。

窃盗罪、強盗罪、詐欺罪は、いずれもSA・論文ともにでる順ランキング上位に位置します。

刑事訴訟法

刑事訴訟法は、刑事訴訟の手続が定められた法です。犯罪捜査や被疑者逮捕等について学びます。

捜査の主体、捜査の開始

section 39 ★★ 捜査機関

section 40 ★★★ 告訴・告発

section 41 ★★★ 親告罪の告訴

section 42 ★★ 自首、検視

section 43 ★★★ 任意捜査

section 44 ★★★ 任意同行・取調べ

この章では、捜査はどのような機関が主体となって進めるのか、捜査がどのようにして始まるのかについて中心的に扱います。
40の告訴・告発は、SAや簡記論文で頻出です。41の親告罪の告訴も含め、整理しておきましょう。

★は重要度を表します。

section 39

捜査機関

Pick Up

●司法警察員の権限

主なもの	留意点
通信履歴の電磁的記録の保全要請（197 Ⅲ）	○任意捜査であるが、主体を司法警察員に限定
逮捕、差押え、記録命令付差押え、捜索、検証、身体検査の各令状請求（199 Ⅱ、218 Ⅳ） ※緊急逮捕状の請求は除く	○通常逮捕状の請求は、指定司法警察員に限られる（199 Ⅱ、犯捜規 119 Ⅰ） ○緊急逮捕状の請求は、司法巡査にも認められる（210）。ただし、指定司法警察員又は逮捕に当たった警察官が望ましい（犯捜規 120 Ⅰ） ○傍受令状の請求は、公安委員会指定の警視以上の警察官等に限られる（通信傍受法 4 Ⅰ）
逮捕被疑者に、犯罪事実の要旨・弁護人選任権を告知して弁解の機会を与え、かつ、釈放又は送致すること（203 Ⅰ、211、216）	○逮捕には、通常逮捕のほか、緊急逮捕、現行犯逮捕を含む（211、216）
押収物の換価処分 （仮）還付（222 Ⅰ但し書）	○危険を生じるおそれがある押収物の廃棄処分を行う権限は、司法巡査にも認められる
代行検視（229 Ⅱ）	検視は検察官の権限であるが、検察官は司法警察員等に検視をさせることができる
告訴・告発・自首の受理 （241、245）	○司法巡査が書面の取次ぎをすること自体は可能であるが、告訴等の効力が生じるのは司法警察員に書面が到達した時である
事件の送致・送付 （246、242、245）	――――――

司法警察職員 3901

「司法警察職員」とは、警察庁及び都道府県警察の警察官及び特別の事項について司法警察職員としての職務を行う特定の行政庁の職員を総称したものである。

司法警察職員は、その職務の権限上、「一般司法警察職員」と「特別司法警察職員」、縦の関係で「司法警察員」と「司法巡査」に分けられる。警察官は、「一般司法警察職員」に当たる。なお、本書では、一般司法警察職員を「司法警察職員」と呼ぶことにする。

(1) 司法警察職員に共通の権限 3902

①任意捜査
②逮捕状執行
③現行犯逮捕
④緊急逮捕
⑤令状による捜索・差押え・検証
⑥令状によらない捜索・差押え・検証

(2) 司法警察員だけの権限 3903

①各種令状の請求
②逮捕被疑者の釈放又は送致
③告訴・告発・自首の受理
④事件の送致・送付
⑤押収物の処分
⑥代行検視
⑦検察官の命による収容状の発付

(3) 特別司法警察職員 3904

「特別司法警察職員」とは、警察庁及び都道府県警察の警察官以外の者で、特別の事項について司法警察職員として捜査を行う者の総称である。

例えば、海上保安官は、「犯罪の着手」「実行行為」「結果発生」のいずれか1つが海上で起こった場合に捜査権を有する。

3905

検察官

検察官は、検察権を行使する権限を有する国家組織であり、独任制官庁である。

副検事は区検察庁の検察官の職のみに補せられる。

検察事務官は、検察官を補佐し、その指揮を受けて捜査を行うが、独立した捜査権限を有せず、常に検察官の指揮を受けて捜査を行う。

3906

検察官と司法警察職員との関係

(1) 一般的指示権（刑訴法 193 条 1 項）

検察官が、その管轄区域により、司法警察職員に対して、捜査に関し、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する**一般的な準則**を定め、それによって捜査すべきことを指示する権限である。

例えば、「司法警察職員捜査書類様式例」についての検事総長による一般的指示や、微罪事件の送致の特例についての各検事正による一般的指示がある。

指示できる事項は、捜査を適正にし、その他公訴の遂行を全うするために必要な事項である。

指示の相手方は、必ずしも全部の司法警察職員である必要はないが、個々の司法警察職員を対象とすることは許されない。

3907

(2) 一般的指揮権（刑訴法 193 条 2 項）

検察官が、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるために行使する権限であり、検察官自ら捜査を行うことを前提とし、これについて司法警察職員に対して捜査の協力を求めることである。

指揮の相手方は、個々の特定の司法警察職員であってはならず、司法警察職員は、検察官の一般的指揮権に従う義務がある。

(3) 補助命令権（具体的指揮権、刑訴法 193 条 3 項）

3908

検察官が**自ら犯罪を捜査**している場合において、必要があるときに、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせる権限である。

検察官が現に特定の事件を捜査している場合に限って認められ、検察官が捜査している事件でさえあれば、検察官が司法警察員から送致・送付を受けた事件であると、自ら認知した事件であると、直接検察官に告訴・告発・自首があった事件であるとを問わない。例えば、公判係属中に補充捜査の必要を認めて司法警察職員に必要な捜査をさせたり、司法警察員から送致を受けた事件について、公訴提起前に必要な継続捜査を命じたりすることである。

指揮の相手方は、**特定の**司法警察職員であり、一般司法警察職員であっても特別司法警察職員であってもよいが、警察法上の固有の管轄権を有しない司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることは許されない。

司法警察職員は、検察官の具体的指揮権に従う義務があり、この場合は、独立の捜査機関としてではなく、検察官の補助者として捜査することとなる。

逮捕・勾留

section 45 ★★★ 通常逮捕

section 46 ★★ 逮捕状の緊急執行

section 47 ★★ 別件逮捕、再逮捕

section 48 ★★★ 緊急逮捕

section 49 ★★★ 現行犯逮捕

section 50 ★★★ 準現行犯逮捕

section 51 ★★★ 引致を受けた司法警察員の措置

section 52 ★★★ 弁解録取書

section 53 ★★★ 被疑者の勾留

逮捕及び勾留は、被疑者の逃亡や罪証隠滅の防止を図るための手段として認めてられています。
この章で扱うテーマは全て重要で、昇任試験頻出です。
特に、45～46、48～50を総合的に問う、逮捕の種別に関する問題は、SA・論文ともに、でる順ランキング上位に位置します。
しっかり対策していきましょう。

★は重要度を表します。

逮捕・勾留以外の強制捜査

★★★
section 54 令状による捜索・差押え①（令状の請求手続等）

★★★
section 55 令状による捜索・差押え②（令状の提示、必要な処分等）

★★★
section 56 令状による捜索・差押え③（立会人、夜間執行等）

★★★
section 57 令状によらない捜索・差押え

★★★
section 58 別事件の証拠物を発見した場合の措置

★★★
section 59 身体の捜索、身体検査

★★
section 60 鑑定、鑑定留置

★★★
section 61 領置

★★★
section 62 押収物の措置

★は重要度を表します。

この章では、逮捕・勾留以外の強制捜査について全般的に扱います。
この章の内容も、逮捕・勾留と並び、でる順ランキング上位に位置します。
特に、54～56の令状による捜索・差押えは、毎年と言ってよいほどでる順ランキング首位を獲得している超重要テーマです。必ず学習するようにしましょう。

弁護人、被疑者、被告人

section 63 ★★ 弁護人の選任

section 64 ★★ 接見交通権

section 65 ★★ 接見指定

この章では、弁護人、被疑者、被告人に与えられている権利について扱います。
余り出題が多くないところではありますが、接見に関する問題は論文での出題が散見されます。
基本的な知識については一通り書けるようにしておきましょう。

★は重要度を表します。

公判

section 66 ★ 証拠法総論

section 67 ★★ 自白と補強証拠

section 68 ★ 伝聞証拠排除の原則と例外①（総論）

section 69 ★ 伝聞証拠排除の原則と例外②（伝聞例外）

section 70 ★★ 違法収集証拠の証拠能力

この章では、特に証拠の観点から、公判に関するテーマについて扱います。
全体的に抽象的でテクニカルな話が多く、出題が少ないところではありますが、67の自白と補強証拠については出題が多くみられます（憲法と範囲が被るところなので、憲法の問題として出題されることもあります）。

★は重要度を表します。

索　引

刑　法

あ

欺く行為……151
当たり行為……41
あっせん収賄罪……77
遺棄……113
遺棄罪……113
遺棄等致死傷罪……113
委託関係……159
一部実行全部責任の原則……49
違法性阻却事由……19
威力……132
因果関係……11
因果関係の錯誤……35
隠避……84
運搬……164
営利目的等買受け罪……125
営利目的等拐取罪……121
営利目的等被拐取者引渡し等罪……123
横領の罪……159

か

概括的故意……32
外国通貨偽造等罪……94
拐取……121
拐取者身の代金要求罪……122
外部的名誉……135
確定的故意……31
過失……32
過失犯……32
加重収賄罪……77
加重逃走罪……79
過剰防衛……20
監護者性交等罪……128
監護者わいせつ罪……128
看守者等逃走援助罪……81
間接教唆……54
間接正犯……45
間接暴行……72
間接幇助……55
観念的競合……67
毀棄・隠匿の罪……160
偽計……131
危険現実化説……12
偽造外国通貨行使等罪……94
偽造通貨行使等罪……93
偽造通貨等収得罪……94
客体の錯誤……35
急迫不正の侵害……19
恐喝罪……155
狭義の脅迫……116
狭義の暴行……109
教唆犯……53
強制性交等罪……127
強制通用力……93

刑事訴訟法

あ

一般司法警察職員…… 171
一般的指揮権…… 172
一般的指示権…… 172
違法収集証拠排除法則…… 307
遺留物…… 269
引致を受けた司法警察員の
　措置…… 225
押収…… 239
押収品目録交付書……252,269
押収物の換価処分…… 271
押収物の廃棄処分…… 271

か

仮還付…… 272
鑑定…… 265
鑑定書…… 303
鑑定処分許可状…… 265
鑑定のための身体検査…… 263
鑑定留置…… 266
鑑定留置状…… 266
還付…… 272
還付・仮還付の手続…… 273
供述書…… 301
供述証拠…… 299
供述録取書…… 301
強制手段…… 193
強制処分法定主義…… 190
強制捜査…… 190
共犯者の自白…… 297
緊急逮捕…… 213
緊急逮捕の対象犯罪…… 212
緊急逮捕の手続…… 214
警察官が作成した供述調書…… 302
軽微犯罪の場合の加重要件…… 203
血液の採取…… 262
現行犯逮捕の要件…… 216
現行犯人…… 217
検察官…… 172
検察官面前調書…… 301
検察事務官…… 172
検視…… 188
検証調書…… 303
検証としての身体検査…… 261
勾留…… 233
勾留期間…… 234
勾留状…… 234
勾留状の執行…… 234
勾留請求の却下…… 234
勾留請求の手続…… 233
勾留の執行停止…… 235
勾留の取消し…… 235
勾留の要件…… 233
告訴…… 175
告訴期間…… 183
告訴権者…… 176
告訴権の放棄…… 184

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

新 昇試サブノート刑法・刑事訴訟法

イラスト制作者：ぱんだにあ

令和４年７月10日　第１刷発行

編　者　別冊 KORON 編集部
発行者　橘　　茂　雄
発行所　立　花　書　房
東京都千代田区神田小川町 3-28-2
電　話　03-3291-1561（代表）
ＦＡＸ　03-3233-2871
https://tachibanashobo.co.jp

©2022　別冊 KORON 編集部

印刷・製本　倉敷印刷